

2022年10月吉日

京都農業協同組合

手形・小切手の「代金取立手数料」の改定について（電子交換所の設立に伴う改定）

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2022年11月4日（金）より全国銀行協会が設立する「電子交換所」の運用開始に伴い、全国各地に設置されている現在の手形交換所は原則廃止となり、手形・小切手の交換決済は「電子交換所」で行われます。

これに伴い、手形・小切手の各種手数料を以下のとおり改定・新設いたします。

何卒ご理解いただき、今後とも一層のご愛顧を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

改定前					改定後			
種別	当組合 本・支店あて (※同一店あて 含む)	系統金融 機関あて		他金融機関あて	種別	当組合 本・支店あて (※同一店あて 含む)	系統金融 機関あて	他金融機関あて
代金取立 手数料 (隔地間)	無 料	普通 扱い	1通につき 660円	普通 扱い	1通につき 660円	電子交換手数料 (期近入金・当日扱)	無 料	
		至急 扱い	1通につき 880円	至急 扱い	1通につき 880円		電子交換手数料 (先日付入金)	1通につき 660円
その他の 手数料	送金・振込の組戻料		1件につき	660円	そ の 他 の 手 数 料	送金・振込の組戻料		1通につき 660円
	不渡手形返却料		1通につき	660円		不渡手形返却料		1通につき 660円
	取立手形組戻料		1通につき	660円		取立手形組戻料		1通につき 660円
	取立手形店頭呈示料		1通につき	660円		取立手形店頭呈示料		1通につき 660円
			(追加)			代金取立手数料 (普通扱い)		1通につき 660円
				代金取立手数料 (至急扱い)		1通につき 880円		
ただし、660円をこえる取立経費を要する場合はその実費を徴する。					ただし、 <u>手数料額</u> をこえる取立経費を要する場合はその実費を徴する。			